

大阪市指定難病医療費助成に係る指定医療機関の指定事務取扱要領

第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定の申請の事務

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という）第14条第1項の規定に基づき本市に所在地がある指定医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）第35条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式第1号により市長に提出することとする。

(2) 市長は、上記（1）の申請があった場合は、所要の審査を行った上で、審査した結果の通知を、別紙様式第2号により速やかに申請者へ通知する。

なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合においては、当月からの指定とする。

ただし、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定医療機関の指定日を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日と同日として差し支えないものとする。

2 変更の届出

(1) 指定医療機関が、その名称及び所在地その他規則第41条に定める変更を行うべき事項に変更を生じた場合は、法第19条の規定に基づき、変更の届出（以下「変更届出」という。）を、別紙様式第3号により市長に提出することとする。

(2) 市長は、変更届出のあった事項について所要の確認を行った上で、内容に不備がある場合には質問や指導を行う。

3 指定の更新

(1) 法第15条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）からの指定医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）は、別紙様式第4号により市長に提出することとする。

(2) 市長は、所要の審査を行った上で、審査した結果の通知を、別紙様式第5号により速やかに更新申請者へ通知する。

4 その他

(1) 市長は、指定医療機関において患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、特定医療を提供する体制の整備に努めるとともに、変更届出等の必要な手続について、提出漏れが生じないよう指定医療機関への指導を行う。特に有効期間の満了を迎える指定医療機関に対しては、その旨を連絡し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組む。

(2) 市長は、指定医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第24条の規定に基づき公示し、特定医療費の支給認定を受けている患者及びその保護者並びにその他関係機関等に対して、ホームページや広報を通じて広く周知する。

(3) 指定医療機関は、難病の患者に対する医療等に関する施行規則（以下「規則」という）第43条に基づき当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき、医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、介護保険法第77条第1項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたときは、別紙様式第6号により市長に提出することとする。

(4) 指定医療機関は、規則第44条に基づき指定医療機関の指定を辞退しようとするときは、別紙様式第7号により市長に提出することとする。

第2 審査（確認）

1 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

(1) 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な特定医療が行える医療機関又は事業所であること。

- (2) 病院及び診療所にあっては、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項 1 号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。
- (3) 薬局にあっては、同号に規定する保険薬局であること。
- (4) 同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。

2 次に掲げる事項に該当していないかを審査（確認）するものとする。

- (1) 申請者について、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。
- (2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。
- (3) 申請者について、「法第 23 条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、規則第 36 条に定める指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

- (4) 申請者について、「法第 23 条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日（(6) において「通知日」という。）から当

該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 20 条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

(5) 申請者について、「法第 21 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 23 条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事等が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第 20 条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

(6) (4) に規定する期間内に法第 20 条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者について、「通知日前 60 日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

(7) 申請者について、「指定医療機関の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき」の該当の有無。

(8) 申請者について、「法人で、その役員等のうちに (1) から (7) までのいずれかに該当する者のあるものであるとき」の該当の有無。

(9) 申請者について、「法人でない者で、その管理者が (1) から (7) までのいずれかに該当する者であるとき」の該当の有無。

3 審査（確認）に当たり、次に掲げる事項のいずれかの場合に該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

(1) 申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないときに該当する場合。

- (2) 申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて法第 18 条の規定による指導又は法第 22 条第 1 項の規定による勧告を受けたものであるときに該当する場合。
- (3) 申請者が、法第 22 条第 3 項の規定による命令に従わないものであるときに該当する場合。
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるときに該当する場合。

附則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要領は、平成 30 年 7 月 10 日から適用する。

附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要領は、令和 5 年 11 月 30 日から適用する。

附則 1 この要領は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。
2 改正前の要領による様式については、当分の間、改正後の様式によるものとみなす。

附則 1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。
2 改正前の要領による様式については、当分の間、改正後の様式によるものとみなす。

(大阪市) 難病医療費助成指定医療機関 指定申請書

| | | | |
|--|--|-----------------------------|-------------------------------|
| 申 請 区 分 (該当するものに☑) | <input type="checkbox"/> 病院・診療所 (<input type="checkbox"/> 医科 / <input type="checkbox"/> 歯科) <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等 <small>(<input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者 / <input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者 / <input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者)</small> | | |
| 訪問看護ステーション等 介保医療機関 保険医療局 | 名 称 | フリガナ | |
| | 所 在 地 | 〒 大阪市 | |
| | 電 話 番 号 | | |
| | 標榜している 診療科名 <small>(病院・診療所のみ記入)</small> | | |
| | コ 一 ド ※1 | | |
| 開設者 ・ 指定訪問看護事業者等 | 種 別 (該当するものに☑) | <input type="checkbox"/> 個人 | <input type="checkbox"/> 法人※2 |
| | 氏 名 (名称)※3 | | |
| | 住 所 (所在地)※4 | 〒 | |
| | 電 話 番 号 | | |
| | 代 表 者 <small>[指定訪問看護事業所等 又は介護医療院のみ記入]</small> | 氏名 | |
| | | 住所 | 〒 |
| <p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条の第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請します。</p> <p>また、裏面に掲げる同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>申請者 <small>〔「開設者・訪問看護事業者等」欄における「氏名(名称)」及び「住所(所在地)」と一致 ただし、介護医療院のみ「代表者」と一致〕</small></p> <p>住 所(所在地):</p> <p>氏 名(名称):</p> <p>大阪市長 あて</p> | | | |

※1 病院又は診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、介護医療院の場合は介護保険事業所番号、訪問看護事業者等の場合は、訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

※2 役員名簿(裏面)の記入が必要です。

※3 法人の場合は法人名及び代表者の職名・氏名を記載し、個人の場合は氏名のみ記載してください。

※4 指定訪問看護事業者等は主たる事務所の所在地を記載してください。

役員名簿

記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙役員名簿を添付してください。

| 職名 | 氏名 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条第2項都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

（1）指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

（2）指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

- 4 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

- 5 申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

- 6 第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

- 7 申請者が、指定の申請前5年内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

様式第2号

年　月　日

様

大阪市長

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の
規定による指定医療機関の指定について

年　月　日付け申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、年　月　日付けをもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1　名称、所在等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第35条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2　法第15条の規定に基づき、年　月　日までに指定の更新を受けること。
- 3　指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号）により特定医療の適正な実施に努めること。

| 名　称 | 所　在　地 |
|-----|-------|
| | |

(大阪市) 難病医療費助成指定医療機関 変更届出書

| | |
|--------------------|---|
| 届出区分 (該当するものに□) | <input type="checkbox"/> 病院・診療所 (<input type="checkbox"/> 医科 / <input type="checkbox"/> 歯科) <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等 |
| 指定医療機関 (名称) | |
| コード※1※2 | |
| 変更新年月日 | 年 月 日 |

以下の全ての項目に記入し、直近の指定申請(変更届出を含む)から変更のある項目には□を記入してください。

| | | | | |
|----------------|--------------------------------------|--------------------------|--|---|
| 指定医療機関 | 名称 | <input type="checkbox"/> | フリガナ | |
| | 所在地 | <input type="checkbox"/> | 〒 大阪市 | |
| | 電話番号 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 標榜している診療科名 (病院・診療所のみ記入) | <input type="checkbox"/> | | |
| 開設者・指定訪問看護事業者等 | 種別 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 ※3 | |
| | 氏名(名称)※4 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 住所(所在地)※5 | <input type="checkbox"/> | 〒 | |
| | 電話番号 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 代表者 指定訪問看護 事業者等又は 介護医療院のみ記入 | 氏名 | <input type="checkbox"/> | |
| | | 住所 | <input type="checkbox"/> | 〒 |

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第19条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため、届け出ます。

令和 年 月 日

申請者

〔「開設者・訪問看護事業者等」欄における「氏名(名称)」及び「住所(所在地)」と一致
ただし、介護医療院のみ「代表者」と一致〕

住所(所在地) :

氏名(名称) :

大阪市長 あて

※1 コード…医療機関コード、薬局コード、訪問看護ステーションコード、介護保険事業者番号のいずれかを記載してください。

※2 番号に変更がある場合は、本届出書によらず、難病医療費助成指定医療機関(廃止・休止・再開・処分)届出書(様式6号)及び難病医療費助成指定医療機関指定申請書(様式1号)を提出してください。

※3 役員名簿(裏面)の記入が必要です。

※4 法人の場合は法人名及び代表者の職名・氏名を記載し、個人の場合は氏名のみ記載してください。

※5 指定訪問看護事業者等は主たる事務所の所在地を記載してください。

役員名簿

| 職名 | 氏名 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙役員名簿を添付してください。

(大阪市) 難病医療費助成指定医療機関 更新申請書

| | | | |
|----------------|---|--|--|
| 申請区分 (該当に□) | <input type="checkbox"/> 病院・診療所 (<input type="checkbox"/> 医科 / <input type="checkbox"/> 歯科) <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等 (<input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者 / <input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者 / <input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者) | | |
|----------------|---|--|--|

以下の全ての項目に記入し、直近の指定申請(変更届出を含む)から変更のある項目には□を記入してください。

| | | | | |
|----------------|--|--------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 指定医療機関 | 名 称 | <input type="checkbox"/> | フリガナ | |
| | 所 在 地 | <input type="checkbox"/> | 〒 大阪市 | |
| | 電 話 番 号 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 標榜している 診療科名 (病院・診療所のみ記入) | <input type="checkbox"/> | | |
| | コード※1 | ※2 | | |
| 開設者・指定訪問看護事業者等 | 種 別 (該当するものに□) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 個人 | <input type="checkbox"/> 法人※3 |
| | 氏 名 (名称)※4 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 住 所 (所在地)※5 | <input type="checkbox"/> | 〒 | |
| | 電 話 番 号 | <input type="checkbox"/> | | |
| | 代 表 者 <small>(指定訪問看護事業所等 又は介護医療院のみ記入)</small> | <input type="checkbox"/> | 氏名 | |
| | | 住 所 | 〒 | |

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第15条の第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請します。

また、裏面に掲げる同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

〔「開設者・訪問看護事業者等」欄における「氏名(名称)」及び「住所(所在地)」と一致
ただし、介護医療院のみ「代表者」と一致〕

住 所(所在地):

氏 名(名称):

大阪市長 あて

※1 病院又は診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、介護医療院の場合は介護保険事業所番号、訪問看護事業者等の場合は、訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

※2 番号に変更がある場合は、本届出書によらず、難病医療費助成指定医療機関(廃止・休止・再開・処分)届出書(様式6号)及び難病医療費助成指定医療機関指定申請書(様式1号)を提出してください。

※3 役員名簿(裏面)の記入が必要です。

※4 法人の場合は法人名及び代表者の職名・氏名を記載し、個人の場合は氏名のみ記載してください。

※5 指定訪問看護事業者等は主たる事務所の所在地を記載してください。

役員名簿

記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙役員名簿を添付してください。

| 職名 | 氏名 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条第2項都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

（1）指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

（2）指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

- 4 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

- 5 申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

- 6 第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

- 7 申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

様式第5号

年　月　日

様

大阪市長

難病の患者に対する医療等に関する法律第15条第1項の
規定による指定医療機関の更新について

年　月　日付け申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、年　月　日付けをもって更新する。

なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 指定医療機関の名称、所在等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第35条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、年　月　日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号）により特定医療の適正な実施に努めること。

| 名　称 | 所　在　地 |
|-----|-------|
| | |

(大阪市) 指定医療機関(廃止・休止・再開・処分)届

年 月 日

大阪市長 あて

医療機関等

名 称

所 在 地

開 設 者

住 所

氏名又は名称

下記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第43条の規定により届け出ます。

記

| | |
|--|--|
| 廃止、休止又は再開の年月日 | 年 月 日 |
| 廃止又は休止の理由 | |
| 休止の場合の休止予定期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 医療法、健康保険法、介護保険法又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する処分を受けた場合の処分内容 (該当する番号に○印を記入すること) | 1 医療法第24条、第28条若しくは第29条に規定する処分 2 健康保険法第95条に規定する処分 3 介護保険法第77条第1項に規定する処分 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分 |
| 処 分 年 月 日 | 年 月 日 |

備考 1 廃止・休止・再開・処分のいずれかに○印を記入すること。

2 「医療機関等」の名称は、必ず正式名称を記載すること。

様式第7号

(大阪市) 指定医療機関 指定辞退届出書

年 月 日

大阪市長 あて

(開設者等)

住 所

氏名又は名称

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第20条の規定に基づき下記のとおり、指定医療機関の指定を辞退します。

記

1 辞退年月日 年 月 日

※届出日の翌日より30日以上経過した日

2 指定医療機関名

3 指定医療機関所在地

4 辞退理由

